

十和田地域広域事務組合「新ごみ処理施設整備基本構想等策定支援業務」に関する質問に対する回答

令和8年6月15日

令和8年5月29日付「新ごみ処理施設整備基本構想等策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領」6（5）の規定に基づき、下記のとおり質問に対する回答を公表します。

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
1	実施要領	2	3 参加資格	施設整備基本構想の履行実績について 自治体によっては、施設整備基本構想を策定しないで施設整備基本計画の中で処理方式の選定等、本業務の内容を実施している事例もあります。その場合、施設整備基本計画についても履行実績として有効でしょうか。	お見込みのとおり、有効です。
2	実施要領	4	7 参加申込方法 (1)業務実績 ③及び④	記載対象として施設整備基本構想の実績とありますが、自治体によっては、施設整備基本構想を策定しないで施設整備基本計画の中で処理方式の選定等、本業務の内容を実施している事例もあります。その場合、施設整備基本計画についても履行実績として有効でしょうか。	お見込みのとおり、有効です。
3	実施要領	4	7 参加申込方法 (2)提出方法	提出書類の綴じ方について 企画提案書の提出方法と同様、提出書類①から④の順序でインデックスを付け、フラットファイルに綴じる形で提出することよろしいでしょうか。	企画提案書と同様にフラットファイルで提出してください。
4	実施要領	5	7 参加申込方法 (5)提出部数	「副本9部」とあることから、提出した書類は企画提案書と同様、審査委員会の各委員に配布するものと思慮します。このため副本については、提案者が特定できる社名及びロゴ等を墨消して提出するといった配慮は必要でしょうか。	正本は社名等を入れたものとし、副本については『P6 11 企画提案書等の留意事項(6)』のとおり、提案者が特定できないよう社名等は消してください。
5	実施要領	6	10 企画提案書 (2)提出方法	提出書類①から④の順序でインデックスを付け、A4のフラットファイルで提出とありますが、副本についても④見積書を綴じ込むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、副本にも見積書を綴じこんでください。ただし、提案者が特定できないようにしてください。
6	実施要領	6	10 企画提案書 (2)提出方法	「電子データ（CD-R）を一式」とありますが、電子データには提出書類①から④までの正本データと副本データ（いずれもPDFデータ）をまとめて1枚のCD-Rに格納して提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	実施要領	9	別表1 審査項目及び審査基準	技術提案の着目点について「本業務への技術提案①～③」とあるが、この①から③に対応した特定テーマ等はあるか。	対応した特定テーマは設けておりません。 実施要領P5 10 企画提案書、③技術提案書に示すとおり、『本業務の目標達成に向け、本組合の事業特性や現状等を理解し、別紙仕様書に記載された業務内容をより確実に、かつ効果的に遂行するための総合的な技術提案』としています。 業務遂行における具体的な手法及び期待される成果について、多角的な観点から提案してください。
8	仕様書	5	第2章 第1節	貴組合のごみ処理基本計画を策定するにあたり、令和7年度に構成市町村が策定したごみ処理基本計画の推計のExcelデータ等は、業務開始時に借用いただくことは可能でしょうか。	可能です。
9	仕様書	5	第2章 第1節 1. ごみ処理基本計画の策定	構成市町村が「令和7年度に策定したそれぞれのごみ処理基本計画」を参照・活用することとなっていますが、現時点での提供時期の見込みをご教示ください。	本業務開始時に提供します。
10	仕様書	7	第2章 第1節 2. パブリックコメントの対応	ごみ処理基本計画に対するパブリックコメント（1か月間）について想定実施時期及びパブリックコメント前の組合内事前準備等パブリックコメント実施に関するスケジュールの想定をご教示ください。	ごみ処理基本計画の履行期限を令和9年3月19日までとしているため、中間地点である12月または1月頃を想定しております。
11	仕様書	8・11	第2章 第2節 第2章 第3節	第2節と第3節は、一部の業務内容が重なっているものもありますが、履行する順番や実施時期を含めて、企画提案書等の中でご提案するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	仕様書	11	第2章 第3節	「第3節 新ごみ処理施設建設候補地の検討」については、「第2節 十和田地域広域事務組合新ごみ処理施設整備基本構想策定」の一部であり、成果品及び報告書についても、基本構想の一部として取りまとめるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書	11	第2章 第3節 2. 1)	「選定結果（候補地）の確認」とありますが、ここは「候補地（3か所）の確認」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	11	第2章 第3節 2. 4)	概略施設配置検討図を作成するにあたり、候補地ごとに配置検討図の作成に耐えうる縮尺の地形図については、貴組合から提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	地形図はございません。 測量等を求めるものではありませんので、インターネット等の利用できる情報や資料等で対応してください。
15	仕様書	12	第2章 第4節 1. 仮称「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画策定委員会」への対応	検討委員会（基本計画：2回程度、基本構想：3回程度）の開催時期について工程上の制約がございましたらご教示ください。	工程上の制約はございませんが、履行期限がそれぞれ異なるため、それに合わせた開催時期をご提案ください。

16	仕様書	12	第2章 第4節 表2 ⑦議事録の作成	議事録は要旨版を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書	12	第2章 第4節 1 表2	委員会での資料説明は、原則として組合職員が行うとの理解でよろしいでしょうか。	資料の作成及び説明は、受託者が行うものとします。
18	仕様書	12	第2章 第4節	1)と2)では、委員構成や目的が異なりますが、どちらも「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画策定委員会」の名称で、内容に応じ1)と2)を切り分けて開催するという理解で良いでしょうか。 もしくは、別個の委員会として並行して実施するものでしょうか。	委員会の名称については確定しておりませんが、同じ委員会となります。内容に応じ切り分けて運営してください。
19	仕様書	12	第2章 第4節 2 打合せ協議	「当組合が指定する時点において、報告書を作成し提出すること。」とありますが、報告書提出時期について工程上の制約がございましたらご教示ください。	工程上の制約はございません。 進捗状況についての報告等となるため、時期についても未定となります。
20	様式集		様式 4	「※2 業務実績は、その実績を証明できる書類（テクリス、契約書等の写し）を添付すること。」とありますが、これはテクリスもしくは契約書等の写し（仕様書等も含む）のいずれかを添付すれば良いのでしょうか。それとも両方の添付が必要でしょうか。 両方の添付が必要な場合、テクリス登録がない業務実績についての取り扱いはどのように考えればよいのでしょうか。	『実施要領 7 参加申込方法 (1)提出書類 ③業務実績』に示す実績を証明できる書類を添付してください。 契約書（鑑）と仕様書は必須とします。 テクリスは、必要に応じて添付してください。
21	様式集		様式 5	「※2 業務実績は、その実績を証明できる書類（テクリス、契約書等の写し）を添付すること。」とありますが、これはテクリスもしくは契約書等の写し（仕様書等も含む）のいずれかを添付すれば良いのでしょうか。それとも両方の添付が必要でしょうか。 また、テクリス登録がない場合は、体制表で当該技術者としての関与を証明するため、契約書等の写し（仕様書を含む）と体制表（業務計画書の抜粋など、客先に提出したもの）に鑑（社印を押印して当該技術者として関与したことを会社として保障する）を付して添付することにより、お認めいただけないでしょうか。	『実施要領 7 参加申込方法 (1)提出書類 ③業務実績』に示す実績を証明できる書類を添付してください。 契約書（鑑）と仕様書は必須とします。 配置技術者の実績を証明できる書類は、原則テクリスとします。